

令和8年度 東広島市立河内中学校生徒指導規程

令和8年4月9日

第1章 総則

この規程は、本校で教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者および教職員が、次世代を担う生徒の健やかな成長を願い、見通しをもった生徒指導について共通認識・共通理解を図ることを目的とする。

(目的)

第1条 本規程は、本校の教育目標を達成するために、生徒の人格の完成を目指し、自主的・自律的に充実した学校生活を送る観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次の事項を指導する。

社会の一員として交通ルールを守り、安全に登下校を行う。自転車通学における違反については、特別な指導を行う。

- (1) 徒歩通学は、歩行者としてのマナーを守り、通学路を通る。
- (2) 自転車通学は、交通安全ルールに従い、安全に留意して通学路を通る。ヘルメットには名前シールを貼るものとする。
- (3) 雨天時における、傘をさしての自転車運転は禁止とする(道路交通法違反)。
- (4) 自転車安全利用五則を遵守する。
 - ① 自転車は「軽車両」と位置付けられ、歩道または路側帯と車道の区別がある道路では、原則として車道を通行しなければならない。(※本校では安全面を考慮し、歩道を走行する。)
 - ② 車道(路側帯)は左側を通行する。
 - ③ 歩道は歩行者優先とし、車道寄りを徐行する。
(歩道では歩行者が優先であり、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をする。)
 - ④ 安全ルールを守る
 - ・二人乗りおよび並走は禁止とする。
 - ・夜間はライトを点灯する。
 - ・交差点では信号を遵守し、一時停止および安全確認を行う。
 - ・横断歩道では自転車から降り、左右の安全を確認したうえで、自転車を押して横断する。
 - ⑤ ヘルメットは必ず着用する。(歩行しながら自転車を押す場合も着用する。)
- (5) 通学バックは背負うか荷台に固定する。サブバッグは荷台に固定する。
- (6) 二人乗りやヘルメットの未着用など、関係法令や校則に違反が確認された場合は、家庭に連絡する。保護者と連携を図りながら一定期間、自転車通学許可を停止する。改善が見られない場合は、自転車通学許可を年度内取り消しとする。
 - ① 自転車の違反があった場合は、保護者と連携を図る。
 - ② 自転車の違反が2回あった場合は、保護者と連携のうえ、自転車通学を3日間禁止とする。
※その後も改善が見られない場合は、年度内の自転車通学を禁止とする。
 - ③ あごひもを着用していない(または緩い)場合はその場で直す。2回注意しても改善が見られない場合は、学年および生徒指導部で指導し、保護者へ連絡する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次の事項を指導する。

- (1) 午前8時5分までに着席し、朝読書を開始する。
- (2) 欠席の場合は、午前8時までに保護者が欠席理由を学校へ連絡する。
- (3) 遅刻の場合は、午前8時までに保護者が遅刻理由を学校へ連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告し、授業教室へ行く。
- (4) 無届の遅刻については、保護者へ連絡を行う。
- (5) 早退の場合は、必要に応じて保護者が早退理由、時間、下校方法(送迎者や下校手段等)を学校へ連絡する。
- (6) 原則として、登校後は校外へ出ない。特別な理由がある場合は、職員室に連絡し、許可を得る。
- (7) 完全下校時刻は、次のとおりとする。

・4月8日～秋季大会終了まで 17時30分

・秋季大会後～学年末試験(1・2年) 17時

・学年末試験(1・2年)～修了式 17時30分

※休業日は原則として16時完全下校とする。

※大会等についてはこの限りではない。その場合は事前に保護者へ連絡する。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次の事項を指導する。

学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない、清潔かつ自然な髪形および長さとする。

※改善が見られない場合は、現状回復を図るため特別な指導を行う。

(1) 不自然な髪型(そり込みやアシンメトリー、モヒカン等に類する奇抜な髪型等)は禁止とする。

①男子

・短髪を基本とし、目や耳や襟にかからない長さとする。

②女子

・前髪は目にかからない長さとする。

・後ろ髪は制服の襟が隠れる長さになった場合、耳より下の高さで黒、紺、茶色のゴムを用いて1つまたは2つに束ねる。その際、顔にかかる髪は耳にかけるか、ピンで留める。ピンは黒、紺色とし、必要最小限の本数を使用する。リボンは使用しない。

(2) 染色、脱色、パーマ、着毛、整髪料等は禁止とする。

・染色、脱色、パーマ(ストレートパーマ、縮毛矯正を含む)、着毛、整髪料の使用は禁止する。

・違反が確認された場合は、改善されるまで特別な指導を行う。

(3) 健康上その他の理由により上記規程に従うことができない場合は、保護者を通して担任に届け出て、学校の許可を得るものとする。

(服装・身なり等)

第5条 服装、身なり等については、次の事項を指導する。

校内外の学習活動および登下校の際は、学校が定める制服を正しく着用するものとする。

(1) 基準服

①冬服 指定の基準服

②夏服 指定の半袖ポロシャツ

③体調に応じて、夏服と冬服を選択して着用することができる。

※始業式・終業式・文化祭等の学校行事においては、指定された服装を着用する。

(2) シャツ

- ①学校指定の半袖ポロシャツ、長袖カッターシャツまたはブラウスを着用し、シャツ出しはしない。
- ②ポロシャツ、カッターシャツ、ブラウスの下には、必ずアンダーシャツを着用する。色は無地の白・ベージュ・グレー・紺・茶・黒とする。

(3) スラックス・スカート・ネクタイ・リボン

①スラックス

指定のスラックスを着用する。

ベルト(黒・紺・茶の華美でないもの)を必ず着用する。腰パン、裾の擦れ、変形等は禁止とする。

②スカート

指定のスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝が隠れる程度とする。

③ネクタイ・リボン

カッターシャツ・ブラウスを着用する際は、学校指定のネクタイ・リボンを着用する。

(4) 靴下

- ①無地のもの(ワンポイント可)を使用し、色は白・黒・紺・グレーとする。
- ②長さはくるぶしが完全に隠れるものからひざ下までとする。
- ③ルーズソックスや過度の編み込みのあるものは禁止とする。

(5) 通学靴

- ①色は白を基調とする。
- ②ひも付きの運動靴とする(ハイカットは不可)。マジックテープの運動靴を希望する場合は学校に相談する。

(6) 上履き・体育館シューズ

- ①学校指定のものを使用する。
- ②上履きは甲の部分、体育館シューズはかかとの部分に必ず記名する。
- ③体育館シューズは体育館のみで使用し、シューズ袋に入れて保管する。

(7) 名札

名札は左胸のポケットに着用する。

(8) セーター・ベスト・カーディガン

- ①冬季には、上着の下にVネックのものを着用してもよい。色は白・黒・紺・茶・灰色などの落ち着いた色とし、上着の丈や袖口からはみ出さないようにする。
- ②上着を脱いで、セーター等のみで生活することはできない。

(9) ウインドブレーカー

- ①学校指定のものを使用する。
- ②原則として、室内では着用しない。
- ③秋季大会後から学年末試験終了までの期間は、下校時にウインドブレーカーを着用する。

(10) 手袋・マフラー等

- ①防寒のため必要な場合は、手袋・マフラー・ネックウォーマーの着用を認める。無地のもの(ワンポイント可)で、色は白・黒・紺・グレーとする。
- ②手袋・マフラー等は下駄箱で外し、校舎内では着用しない。
- ③ニット帽は禁止とする。

(11) タイツ・レギンス

- ①冬季には防寒目的でのタイツまたはレギンスの着用を認める。
- ②色は黒または紺とし、編み目や柄のないものを着用する。
- ③タイツ・レギンスを着用する場合でも、靴下を着用し、常に見える状態とする。

④原則として、体育や部活動など運動時には、タイツ・レギンスを着用しない。

(化粧・装飾・装身具・不要物等)

第6条 化粧・装飾・装身具・不要物等については、次の事項を指導する。

- (1) 日焼け止め・ハンドクリーム・リップクリーム(すべて無香料で色やラメがない薬用のもの)は、必要がある場合に限り使用を認める。ただし、使用場所および使用時間を守ること。
- (2) 口紅(色付きのリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類は禁止とする。
- (3) マニキュア等、爪や皮膚への装飾は禁止とする。
- (4) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具は禁止とする。
- (5) 眉毛のそり落とし、まつ毛の加工は禁止とする。
- (6) 携帯電話等の情報通信機器、カメラ、ゲーム、漫画、化粧品、装飾品(キーホルダー等)は持ち込み禁止とする。
- (7) 刃物(ハサミやカッター)、お菓子等、学校での学習活動に必要なもの以外のものは、持参しない。
※違反があった場合は、学校で預かり、特別な指導を行った上で保護者に返却する。

(学校生活)

第7条 学校生活については、次の事項を指導する。

(1) 学校生活全般

- ① あいさつは、「自分から、立ち止まって、相手に聞こえる声で行う」。
- ② 自分の持ち物には必ず記名をする。
- ③ 集金などの金品は、登校後すぐに教員へ預ける。
- ④ 所持品や現金を紛失した場合は、速やかに教員へ連絡する。

(2) 休憩時間

- ① 校外や立ち入り禁止場所には行かない。
- ② 校内放送は静かに聞く。
- ③ 特別教室、準備室、体育館には無断で入らない。
- ④ 教室移動の際は、係が責任をもって教室の戸締りおよび消灯を行う。
- ⑤ 廊下等を走ったり、手すりに腰をかけたりしない。
- ⑥ 学校の施設や道具、草花や樹木を大切に扱う。
- ⑦ 整理整頓を行い、ロッカーや机の中には決められたもののみを収納する。

(3) 保健室利用

- ① 体調不良の場合、保健室を利用することができる。利用時間は原則1時間程度とする。回復が見込めない場合は、学校から保護者へ連絡する。
- ② 保健室の利用が頻繁な場合は、保護者に連絡の上、医療機関の受診を勧める。
- ③ 虐待やネグレクトが疑われる場合は、関係機関へ通告する。

(4) 公衆電話利用および金銭等

- ① 不要な金銭は学校に持参しない。
- ② 生徒同士の金銭の貸し借りは禁止とする。
- ③ 電話代を持参していないが使用が必要な場合は、職員室に申し出て一時的に借り、後日返却する。

(5) 給食

- ① 衛生面に十分注意して給食当番等を行う(手洗い・消毒を徹底する)。
- ② 当番は、エプロン・三角巾・マスクを着用する。
- ③ 配膳中は、給食当番以外は教室に入らない。

(6) 掃除

- ①掃除は学校の環境を整える学習活動の一つであり、時間いっぱい取り組む。
- ②掃除開始3分前(13:12)までに掃除場所へ移動し、役割分担を行い、開始する。
- ③無言で時間いっぱい掃除し、後片付けの後、担当教員の点検を受ける。

(7) 教育相談

生徒および保護者から希望がある場合、スクールカウンセラーや心のサポーターに相談することができる。

(8) 部活動

- ①部活動は希望者加入とするが、できる限りいずれかの部に所属し、技能の習得だけでなく、礼儀やマナー、主体性、協調性等を身に付けることを目的として活動することが望ましい。
- ②入部の際は、保護者・担任・顧問の許可を得て入部届を提出すること。退部・転部の場合も同様とする。
- ③欠席・遅刻・早退が事前に分かっている場合は、活動開始までに顧問へ申し出る。
- ④部活動の活動時間を守り、終了後は完全下校時刻までに下校できるよう速やかに行動する。大会1週間前は30分の延長を認める。
- ⑤中間試験前3日間および期末試験前5日間は、原則として部活動を停止する。

(9) その他

- ①休日等に忘れ物を取りに来校する場合は、制服または体操服(ジャージ)で登校する。
- ②卒業生や部外者の無断での立ち入りは禁止とする。用件がある場合は職員室へ連絡する。指導後も退かない場合は、関係機関と連携する。
- ③学校施設設備を破損した場合、または発見した場合は職員室へ届け出る。必要に応じて関係機関と連携する。

(情報通信機器)

第8条 携帯電話等の情報通信機器の校内の持ち込みは禁止とする。

- (1) 家庭および学校外における携帯電話・スマートフォン、その他の通信機器やパソコンの使用については、保護者の責任において家庭内のルールを定め、フィルタリングを行い、各家庭で利用状況を把握すること。
- (2) SNSの書き込み、画像・動画の公開・返信等、不適切な使用方法を禁止とする。
- (3) 校内に持ち込んだ場合は、当該物品を学校で預かり、保護者に返却する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外生活)

第9条 外出などの校外生活については、次の事項を指導する。

- (1) 外出する際は、保護者に行き先および帰宅時間を伝えること。
- (2) 危険な場所や私有地には立ち入らないこと。
- (3) 生徒のみで娯楽施設(ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場等)へは入店しないこと。
- (4) 商業施設への立ち入りや町外への外出については、保護者の許可を得ること。
- (5) 生徒のみで外泊および夜間徘徊は禁止とする。
 - ①保護者は、生徒のみでの外泊や旅行をさせないこと。
 - ②保護者は、夜間(午後11時から翌日午前4時まで、広島県青少年育成条例により規制)に生徒を外出させないこと。
 - ③保護者は、広島県青少年育成条例に基づき、娯楽施設の利用にあたって、同伴であっても、夜間の利用をさせないこと。
- (6) 公共の場を利用する際は、使用上のルールを守ること。
- (7) 法律に基づき、社会の一員としてのルールやマナーを守ること。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されないこと」である。生徒が起こした問題行動について反省を促し、自己を振り返らせ、よりよい学校生活を送ることができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第10条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした生徒に対し、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性にも配慮して指導を行う。
本校の定める指導段階は、次のとおりとする。

指導段階1

本人への説諭、事実・反省・宣誓に関する文章の作成、授業観察指導および保護者への連絡を行う。
※指導に従わない場合は、指導段階2へ移行する。

(1) 指導段階1について

指導対象になる事柄

次の行為があった場合は、段階1以上の指導を行う。

- ① 不要物を持ち込んだ場合
- ② 指導に従わない場合(指導無視、暴言、授業エスケープ、授業中の立ち歩き)
- ③ 人としてのマナーに反する言動を行った場合
- ④ 道路交通法違反および通学違反をした場合
- ⑤ 生徒間暴力があった場合
- ⑥ 器物破損・破損行為があった場合
- ⑦ その他、学校が教育上必要と判断した行為

指導段階2

第1段階の指導を踏まえ、保護者との面談を行う。

(2) 指導段階2について

指導対象になる事柄

次の行為があった場合、段階2以上の指導を行う。

- ① 第1段階の指導で改善が見られない場合
- ② 不要物の持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合
- ③ 飲酒・喫煙・万引きなどの触法行為
- ④ 故意に授業妨害を行い、指導に従わない場合
- ⑤ 不正行為(テスト等におけるカンニング)
- ⑥ 教師への暴言
- ⑦ 生徒間暴力のうち、内容が軽度でない場合

指導段階3 (緊急対応等)

第2段階までの指導を踏まえ、学校による懲戒(校内反省・個別指導)や関係機関との連携を行う。

(3) 指導段階3について

指導対象になる事柄

次の行為があった場合は、段階3以上の指導を行う。

- ①第2段階の指導で改善が見られない場合、または事案が重大で教育的に必要と判断される場合
- ②指導に従わない場合
- ③家出および深夜徘徊
- ④金品の強要
- ⑤故意かつ重大な授業妨害
- ⑥その他、学校が教育上必要と判断した行為、または法令、法規に違反する行為

(4) いじめについて

いじめが認められた場合は、校内のいじめ防止委員会において検討した後、指導を行う。

(反省指導)

第11条 特別な指導のうち、反省指導等は次のとおりとする。期間は概ね1日から1週間とする。ただし、態度に改善が見られない場合や繰り返しがある場合は、指導内容を変更することがある。

(1) 学校反省指導

指導段階2以上については、(2)の指導を行う。なお、授業中の態度に課題がある場合は、指導段階1においても(2)の別室指導を行うことがある。

(2) 方法

①別室による個別反省指導

別室において、反省指導および教科指導を行う。

②保護者連携ファイルによる個別反省指導

別室指導および家庭での過ごし方を振り返らせ、用紙に記入させることで、学校と家庭で連携を図る。

③教育相談と反省指導を組み合わせた指導

スクールカウンセラーや心のサポーターとの教育相談と、個別反省指導を並行して行う。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動について反省し、よりよい学校生活を送り、進路に対する展望をもち、人格の形成を図ることを目的とする。この観点から、実施にあたっては次の事項を明確にする。

(1) 特別な指導のねらい、期間および指導計画を明確にし、生徒・保護者・全教職員に周知する。

(2) 特別な指導は学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。

(3) 特別な指導の実施にあたっては、十分な事実確認を行い、その内容を指導記録として残す。

(4) 反省期間については、形式的にならないよう目的を明確にして実施する。(目安となる日数は第11条に明記)また、生徒の発達段階を考慮し、効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 本規定は、生徒を対象とする全校集会や、保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会等において説明し、周知を図る。

(規程の施行)

本規程は、令和7年4月1日から施行する。